

週刊センターニュース

No.314

Center
Research
Higher
Education
Evaluation
Student
Support
System

第314号(2010年6月28日) 毎週月曜日発行
発行: 金沢大学 大学教育開発・支援センター
URL: <http://www.rche-kanazawa-u.jp/>

〇〇〇 第1回カリキュラム研究会開催のご案内 〇〇〇

主催: 大学教育開発・支援センター

日時: 7月14日(水) 16時30分~18時

場所: 総合教育1号館2階大会議室

テーマ: 「共通教育特設プログラムにおける環境・ESD科目のパッケージ化について」

発表者: 西山宣昭(大学教育開発・支援センター) 他

趣旨: 第2期中期計画[3-1]および[4-3]の22年度計画に環境・ESD(持続可能な開発のための教育)に関わる既存の共通教育科目群の体系化を図るとともに、新規科目の開発も行うことが掲げられている。これらの計画はカリキュラム検討委員会および共通教育委員会下のWGでその実現に向けて作業が進められている。この研究会では、上記WGでまとめられた科目のパッケージ案について授業担当者にお集まりいただき、意見交換を行うとともに、パッケージ内の科目間の関係性と体系化のポリシー、パッケージ全体の教育目標、新規科目開発の可能性について公開で議論する。当センターで調査した長崎大学環境科学部の文理融合型カリキュラムの概要についても紹介し、議論の材料としたい。公開で開催するため、授業担当者ばかりでなく多くの教員の議論への参加をお願いしたい。

〇〇〇 省令改正により法的義務となった教育情報公表 〇〇〇

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成22年文部科学省令第15号)が、6月15日に公布され、来年4月1日から施行される。この省令改正は、文部科学省より全国の大学長等に向けて出された6月16日付け通知によれば、「大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、公表すべき情報を法令上明確にし、教育情報の一層の公表を促進する」ことを趣旨としている。大学院、短大を含め、全ての高等教育機関に項目を明示しての教育情報公表義務が課された。

当センターニュース308号(5月17日付け)で紹介した「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令案について(平成22年4月26日 文部科学省高等教育局大学振興課)では、①教育研究上の基本となる組織に関する情報②教員組織及び教員数並びに教員の保有学位、業績に関する情報③学生に関する情報④・学部・学科・課程、研究科・専攻ごとの教育研究上の目的⑤教育課程に関する情報⑥学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっての基準に関する情報⑦学習環境に関する情報⑧学生納付金に関する情報⑨学生支援と奨学金に関する情報となっていた。それが、パブリックコメントなどを経て、実際の省令では、1号 大学の教育研究上の目的に関する事、2号 教育研究上の基本組織に関する事、3号 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事、4号 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事、5号 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事、6号 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事、7号 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事、8号 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事、および9号 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事、となった。

全ての条項がより詳細な表現となり、各大学等にとっては何を書けばいいのかが分かりやすくなった。そして上述の通知は(文部科学省のHPにて検索すれば見ることができるhttp://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1294750.htm)、さらに踏み込んだ細かな例示を行っている。この通知のもつ意義は非常に大きい。いくつか紹介する。

例えば、3号について、通知には、組織内の役割分担や年齢構成等を明らかにし、効果的な教育を行うため組織的な連携を図っていることを積極的に明らかにする><法令上必要な専任教員数を確保していることや、男女別、職別の人数等の詳細をできるだけ明らかにする><各教員の業績については、研究業績等にとどまらず、教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など、当該教員の専門性と提供できる教育内容に関することを確認できる>ことが求められると記している。

筆者が強調した下線部については、先に当センターが実施した「第3回授業改善とFDに関する教員アンケート」において、本学における教員相互の助言等の関係が、山田政寛准教授の手により分析され、教員間の組織的な連携の特徴が明らかにされようとしている。本誌前号で山田准教授は、協調学習をキーワードに学習者間のインタラクションをどう活性化させるかが最大の課題であると指摘しているが、教員の教育能力向上においても同様であろう。FDの一つの証左とされる授業参観も、そのための効果を期待されてのものである。教育上の能力については、授業担当状況（科目名、コマ数、受講生数）もそれを示す大事な項目であり、さらに教育の主要な柱の一つである学生支援・学習支援の業務実績も、学生相談委員担当歴などにより明らかとなることから、公表に必須のデータとなろう。

5号については、<教育課程の体系性を明らかにする観点に留意すること。年間の授業計画については、シラバスや年間授業計画の概要を活用することが考えられること。>と解説されている。本学では、当センターの西山宣昭大学教育研究開発部門教授を中心に、各学類のカリキュラムポリシーの明確化の作業が進んでおり、それをシラバスなどとリンクさせて具体的に示すことなどが必要になる。

次に、7号について、通知は、<学生生活の中心であるキャンパスの概要のほか、運動施設の概要、課外活動の状況及びそのために用いる施設、休息を行う環境その他の学習環境、主な交通手段等の状況>の公表を求めている。休息の場所の積極的創造という点で、本学では学生支援GPの一環として、各所にベンチやテーブル・椅子が設置され、多くの学生たちがそこでくつろいだり本を読む光景が見られるようになっている。また、今年4月からは、中央図書館にほん和カフェが誕生し、留学生も交えた談笑空間として利用されている。従来から、サークル活動をしていない学生や、研究室のない学生たちを中心に、学内に居場所がないことへの不満の声があったことは、過去の『学生生活実態報告書』から明らかである。また、保健管理センターのカウンセラーなどからも、1人になれる場所の確保は課題として指摘されていた。こうした事情はどこの大学等でも同様である。教育研究環境の一つの積極的に推進すべき指標として、休息という言葉が登場してきたわけである。

最後に、第9号では<留学生支援や障害者支援など大学が取り組む様々な学生支援の状況をできるだけ明らかにする>ことが留意事項として示された。「学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援」にあたって、一般学生はもとより、修学に困難をかかえがちな学生たちへのそれぞれの状況に応じた支援体制が準備され、実際に機能していることが分かるような情報が公開されねばならないことになった。

来年4月1日は全ての項目について具体的に公表していることが法的に求められる。今年度中に遺漏がないように公表情報を確定する作業を進めねばならない。大学全体ですべきこと、各学類ですべきこと、分担の必要はあるが、全教職員がその情報作成に関与することで、初めて社会的責任に答える内容となることを強調しておきたい。
(文責：教育支援システム研究部門 青野 透)

●●● センタースタッフの研究成果公開活動記録（2010年6月） ●●●

教育支援システム研究部門

- ・青野透 6月5日 大学教育学会第32回大会（愛媛大学）にて「教職員の発達障害学生に関する認識を高めるFD・SD-RISTEXの組織的な研究を背景に」と題して研究報告
- ・青野透 「障害学生支援についての教職員研修プログラム」『文部科学教育通信』245号（ジアース教育新社、2010年6月14日発行）18-20頁
- ・青野透 「組織と規定で支援体制の基盤を固める」金澤貴之・大杉豊編『一步進んだ聴覚障害学生支援—組織で支える—』（生活書院、2010年6月15日発行）181-205頁

大学教育研究開発部門

- ・西山宣昭 6月5日 大学教育学会第32回大会（愛媛大学）にて「講義型授業でのグループ討論課題の開発—化学、細胞分子生物学について」と題して研究報告

評価システム研究部門

- ・渡辺達雄 6月15日 韓国専門大学教育協議会主催理工系教職員ワークショップ（韓国忠清北道温陽市）にて「アジア地域の工学技術教育の現況—理工系忌避現象に対する日本政府の対応と大学事例」と題して報告